

## 特定信書便役務の内容の作成手順（例示）

別添により検討した事項等を次のとおり記載例に反映します。  
（記載例を修正した場合は必要に応じて文言を修正します。）

- 事業開始の予定日→「1 事業開始の予定日」に反映  
事業開始の予定日を記載します。
  
- 取り扱う特定信書便役務の種類→「2 役務の内容」に反映  
「2 役務の内容」の(1)は1号役務、(2)は2号役務、(3)は3号役務です。提供しない役務を削除します。
  
- 役務の名称→「2 役務の名称」及び「3 役務の内容(2)ウ（2号役務のみ）」に反映  
①「2 役務の名称」の該当箇所に役務の名称を記載します。

### 2 役務の名称

#### (1) ○○○○信書便

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（法第2条第7項第1号に規定する特定信書便役務）

#### (2) ××××信書便

信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（法第2条第7項第2号に規定する特定信書便役務）

#### (3) △△△△信書便

料金の額が1,000円を超える信書便物を送達するもの（法第2条第7項第3号に規定する特定信書便役務）

- ② 2号役務を提供する場合は、「3 役務の内容(2)ウ」の該当箇所に2号役務の名称を記載します。

#### (2) 信書便物の配達の方法

ア （略）

イ （略）

ウ 上記ア又はイのいずれの場合においても、××××信書便にあつては、（略）

●引受けの方法→「3 役務の内容(1)」に反映

特定信書便事業許可申請書の「1 事業計画(2)信書便物の引受けの方法」と同様の内容に修正します。

(1) 信書便物の引受けの方法

- ア 上記 2 (1) の場合  
内容は事業計画と同じ
- イ 上記 2 (2) の場合  
内容は事業計画と同じ
- ウ 上記 2 (3) の場合  
内容は事業計画と同じ

●配達の方法 1 →「3 役務の内容(2)ア及びイ」に反映

特定信書便事業許可申請書の「1 事業計画(3)信書便物の配達の方法」と同様の内容に修正します。

(2) 信書便物の配達の方法、

- ア 事業計画と同じ
- イ 事業計画と同じ

●配達の方法 2 →「3 役務の内容(2)ウ」に反映

- ①「3 役務の内容(2)ウ」は、2 号役務を提供する場合のみ記載します。2 号役務を提供しない場合は、削除します。
- ②「3 役務の内容(2)ウ」に記載している配達の方法①～④のうち予定しない配達の方法を削除します。

(2) 信書便物の配達の方法

- ア (略)
- イ (略)
- ウ 上記ア又はイのいずれの場合においても、××××信書便にあつては、①、②、③又は④のいずれかの方法により配達し、(略)
  - ① 引受地から配達地まで当社配送員が直送する方法。
  - ② 1 つの引受地で信書便物を引き受けた当社配送員が複数の配達地に配達する方法。
  - ③ 複数の引受地で信書便物を引き受けた当社配送員が複数の配達地に配達する方法。
  - ④ 引き受けた信書便物を当社配送員が一旦事業場に持ち戻り、他の信書便物と方面別に区分して配達する方法。

●実測結果→「3 役務の内容(2)ウ」に反映

①「3 役務の内容(2)ウ」は、2号役務を提供する場合のみ記載します。

②実測結果を基に引受等箇所数及び総走行距離を記載します。

※実測については、別途監理官と相談の上、行ってください。

(2) 信書便物の配達の方法

ア (略)

イ (略)

ウ (略) 差し出された時から配達完了までの所要時間が3時間以内に収まるようにするため、1人の配送員が受け持つ引受箇所数は☆箇所以内とし、最初の引受地から配達完了までの総走行距離が▲▲km以内となるように配車する。

●提供区域→「4 提供区域」に反映

①提供しない役務を削除します。

②引受地と配達地が相違する場合は、「引受地：〇〇県、配達地：〇〇県」のように引受地と配達地を分けて記載します。

●送達手段

「3 役務の内容(6)」に反映

①提供しない役務を削除します。

②記載例のうち使用しない送達手段を削除します。

<参考>送達手段の区分 ( )内は排気量を示す。

普通自動車 (2001cc 以上)、小型四輪自動車 (661cc 以上 2000cc 以下)

軽四輪自動車 (660cc 以下)、小型二輪自動車 (250cc 以上)

軽二輪自動車 (125cc 以上 250cc 以下)

第二種原動機付自転車 (51cc 以上 125cc 以下)、第一種原動機付自転車 (50cc 以下)

●取扱信書便物の大きさ及び重量→「3 役務の内容(3)」に反映

提供しない役務を削除します。

●配達日時→「3 役務の内容(4)」に反映

- ①予定しない配達日時 (a、b、c 又は d) を削除します。
- ②記載例以外の配達日時を提供する場合は監理官にご相談ください。

(4) 配達日時

ア 上記 2 (1) 及び(3)の場合

a 信書便物の配達予定日の記載がある場合 記載の日に配達する。

b 信書便物の配達予定日の記載がない場合 信書便物の引受日から次により算定して得た日数を経過した日までに配達する。

最初の 1 7 0 k m 2 日

最初の 1 7 0 k m を超える送達距離 1 7 0 k m までごと 1 日

c 送り状に信書便物の使用目的及び配達日時を記載してその送達を引き受けたときは、送り状に記載した配達日時

イ 上記 2 (2) の場合

d 信書便物が差し出された時から 3 時間以内に配達する。

●引受け時間→「3 役務の内容(5)」に反映

●料金→「5 料金」に反映

- ①役務別に料金表を作成します。(巡回・定期集配サービスのように利用者との間で協議して定める場合は、その旨を記載します。)
- ②料金表は消費税相当額を含む料金額を表示することとします。